

事 務 連 絡  
平成 23 年 4 月 22 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
専務理事 大 森 伸 男

## 東日本大震災に係る獣医療復旧に利用できる 金融支援措置について

この度の東日本大震災に係る被災者等への金融措置については、政府系金融機関等が各種支援策を講じているところです。

つきましては、直接震災の被害にあった動物診療施設の開設者及び直接震災の被害を受けてはいないものの経営状況が悪化している開設者等の獣医業を営むものが利用可能な政府系金融機関等の支援策（①資金の貸付及び②金融機関から資金の借入を行う場合の債務の保証）を別表のとおりとりまとめたので、貴会関係獣医師に情報提供の上、必要に応じご活用いただきたくお願いいたします。

本件内容のお問合せ先

日本獣医師会事務局：古賀、松岡

TEL 03-3475-1601

FAX 03-3475-1604

別表

## 東日本大震災に係わる獣医療復旧に利用できる金融支援措置

平成23年4月14日 社団法人 日本獣医師会調べ

| 支援の種類  | 資金の貸付  |                                       |   |                     | 債務の保証   |   |
|--------|--|---------------------------------------|---|---------------------|---|---|
| 名称     | 日本政策金融公庫(別紙1)*   |                                       | 商工組合中央金庫(別紙2)   |                     | 信用保証協会(別紙3)   |   |
|        | 災害貸付   | セーフティネット貸付                            | 災害復旧資金  | 経営環境変化対応資金          | 災害関係保証  | セーフティネット保証  |
| 対象者    | ①地震、津波により直接被害を受けた者<br>②販売先又は仕入れ先が直接被害を受けたことが原因で売上げの減少、売掛金の固定化等間接的に災害の被害を受けた者 | 風評被害や計画停電、原子力発電所の事故等により被害を受けた者        | ①直接被害者<br>②直接被害者と取引(販売・仕入)があり、その影響により、売上げが減少している者   | 震災により、売上げ減少等の影響がある者 | 災害による被害を受けた中小企業者等                                     | 震災の発生後、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる者 |
| 資金の用途  | 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金及び運転資金   | 企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 | ①既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金<br>②以下のような影響を受けた不足運転資金(長期・短期)<br>・棚卸資産の被災や、災害による事業休止等により生じた不足運転資金<br>・その他、災害により発生した必要運転資金(当面の支手決済資金、給与等) |                     | 事業再建資金  | 企業の経営の安定に必要な資金  |
| 問い合わせ先 | 平日(9時～19時)<br>電話:0120-154-505<br><br>土日祝日(9時～17時)<br>電話:0120-220-353         |                                       | 最寄りの商工組合中央金庫の本・支店<br><br>本店営業部 電話:03-3272-6111  |                     | 各都道府県の信用保証協会<br><br>(社)全国信用保証協会連合会<br>電話:03-6823-1200 |   |

※この他に、獣医療法の規定による都道府県の認定を受けた診療施設整備計画に基づいて行う、産業動物診療施設の増改築、技術の高度化のための診療機器等の導入に係わる資金については、従来どおり日本政策金融公庫から貸付を受けることが可能です。

# 災害により被害を受けられた獣医業のみなさまへ

日本政策金融公庫では、3月11日付けで、このたびの平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「災害貸付」や「セーフティネット貸付（経営環境変化資金）」を取り扱っております。

|                 | 災害貸付  | セーフティネット貸付<br>(経営環境変化資金)  |
|-----------------|---|---|
| 対象者             | <p><b>【地震・津波により被害を受けられた方】</b><br/>平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方</p> <p>② 前①以外の方で、販売先又は仕入先が直接被害を受けたことが原因で、売上の減少、売掛金の固定化等、間接的に災害の被害を受けた方</p> | <p><b>【風評被害や計画停電、原子力発電所の事故等により被害を受けられた方】</b><br/>社会的な要因(平成23年東北地方太平洋沖地震災害)による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方等</p>                                    |
| 資金のお使いみち        | 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金   | 企業維持上緊急に必要なとなる設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金  |
| ご融資限度額          | 各融資制度ごとのご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額   | 4,800万円   |
| ご返済期間<br>(据置期間) | 普通貸付：10年以内(据置期間2年以内)<br>普通貸付以外：各融資制度に定められたご返済期間・据置期間  | 設備資金：15年以内<br>(据置期間3年以内)<br>運転資金：8年以内<br>(据置期間3年以内)   |
| 利率<br>(年利%)     | <p><b>【設備資金・運転資金】</b></p> <p>① 直接被害者及び一定の要件を満たす間接被害者であって、罹災証明書等の発行を受けられた方<br/>災害復旧資金のうち適用限度額1,000万円まで<br/>当初3年間 1.35% (特災利率)<br/>4年目以降 各融資制度に定められた利率</p> <p>② 上記以外の方<br/>各融資制度に定められた利率</p>                                      | <p><b>【設備資金】</b><br/>基準利率=2.25~3.40%</p> <p><b>【運転資金】</b><br/>基準利率=2.25~3.20%</p> <p>ただし、一定の要件に該当する場合は、貸付後3年間に限り次の利率が適用されます。</p> <p>特利G=基準利率-0.2%</p> <p>特利N=基準利率-0.3%</p> <p>特利R=基準利率-0.5%</p> |

(※) 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。

(※) 経営環境変化資金の運転資金の利率について、次の要件に該当する場合は、貸付から3年間、それぞれに定める利率が適用されます(4年目以降は基準利率となります)。

1 雇用の維持又は拡大を図る場合は、「特別利率G」

2 次のいずれかに該当する場合は、「特別利率N」

① 最近3ヵ月における売上高等が前年同期に比し5%以上減少している場合

② 最近1ヵ月における売上高等が前年同月に比し20%以上減少しており、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合

3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合は、「特別利率R」

(※) ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。利率は平成23年4月1日現在のものです。

(※) 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

〈お問い合わせ先〉

相談態勢（事業資金相談ダイヤル）

| 相談時間 | 平日  | 土日祝日                        |
|------|---|-----------------------------|
|      | 9時から19時<br>TEL 0120-154-505<br>(*) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。 | 9時から17時<br>TEL 0120-220-353 |



ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

日本公庫



◆ 危機対応業務（損害担保付貸出）の概要 ◆

|       | 災害復旧資金   |  | 経営環境変化対応資金  |
|-------|--|--|---|
|       | 罹災証明のある方（★）  |  |   |
| 対象者   | <b>【直接被害者】</b><br>事業者、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方<br><b>【間接被害者】</b><br>直接被害者と取引（販売・仕入）があり、その影響により売上が減少している方                               |  | 左記の災害復旧資金の対象者に加え、以下の方も対象になります。<br><b>【間接被害者】</b><br>震災により売上減少等の影響がある方 |
| 資金使途  | ①既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金<br>②以下のような影響を受けた不足運転資金（長期・短期）<br>・ 棚卸資産の被災や、災害による事業休止等により生じた不足運転資金<br>・ その他、災害により発生した必要運転資金（当面の支手決済資金、給与等）（★） |  |   |
| 適用利率  | 短期資金<br>: 短期プライムレート（※3）<br>長期資金：基準利率（※4）   | 同左<br>但し、当初3年間は0.9%の利子補給があります。         | 当金庫所定の利率  |
| 貸出期間  | 設備資金：10年以内<br>（据置2年以内）<br>運転資金：10年以内<br>（据置2年以内）   | 同左                                     | 設備資金：15年以内<br>（据置3年以内）<br>運転資金：8年以内<br>（据置3年以内）                       |
| 貸出限度額 | ・ 1社あたり元高（※5）20億円以内、残高1億5千万円以内（組合は元高20億円以内、残高4億5千万円以内）   | 左記の内、<br>1社あたり元高1千万円以内（組合の場合は元高3千万円以内） | 1社あたり元高20億円以内、残高7億2千万円以内  |

（★）貸出時に罹災証明がない方も、後日罹災証明が確認できれば、貸出時点に遡って利子補給を受けることができます。（但し、災害による事業休止等のために生じた不足運転資金、その他の運転資金等については利子補給の対象外となる可能性があります。）

（※1）直接被害者とは所有資産に直接的に被害を受けた事業者になります。

（※2）災害復旧資金の間接被害者は、被害を受けた事業者への取引依存度が高い事業者等になります。

（※3）短期プライムレートは1.475%（平成23年4月1日現在）

（※4）基準利率（期間5年の場合）は1.75%（平成23年4月1日現在）

（※5）元高は貸出額の累計で、日本政策投資銀行との合算運用となります。

（但し、利子補給については、日本政策金融公庫も合算対象に含みます。）

ご融資にあたりましては、商工中金の所定の審査があります。

詳しい商品内容等については商工中金の本・支店の窓口までお問い合わせください。



人を思う。未来を思う。

商工中金

# 災害関係保証の概要

## 1. 制度概要

○被災中小企業者が金融機関から借入等を行う場合、信用保証協会が保証を行います。

## 2. 対象

○災害による被害を受けた中小企業者等

<sup>げきじん</sup>激甚災害(※1)による直接的な被害を受けた事業所の所在地の市区町村・消防署等から、  
<sup>りさい</sup>罹災証明(※2)を受ける必要があります。

※1. 激甚災害法(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)に基づき内閣総理大臣が指定する災害  
【激甚災害】平成23年東北地方太平洋沖地震による災害

※2. 罹災証明とは、災害により被害を受けたことを証明するものです。

## 3. 内容(保証条件)

- ①対象資金: 事業再建資金
- ②保証割合: 100%保証
- ③保証限度額: 無担保8千万円、普通2億円(別枠)
- ④保証料率: 各信用保証協会所定(各信用保証協会にお問い合わせ下さい。)
- ⑤保証期間: 各信用保証協会所定(各信用保証協会にお問い合わせ下さい。)
- ⑥担保: 弾力的に取扱う。
- ⑦保証人: 原則不要(代表者保証は必要。)

## 4. お申し込み先

○各信用保証協会にお申し込み下さい。

(注意)金融審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

## セーフティネット保証（5号）の概要

(1) 保証割合 : 100%保証

(2) 保証限度額: 一般保証とは別枠で利用可能。無担保8千万円、最大で2億8千万円。(8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応)

(3) 対象者 : 特に業況の悪い業種(平成23年度上半期は82業種)に属し、かつ、売上高が一定程度以上減少していること(前年同期比5%以上減少等)などについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

### <業種基準>

平成23年度上半期において82業種(原則全業種)を対象。

※ 平成23年度下半期については、平成23年4~6月期の業況データを基に、業種を見直す予定。

### <企業基準>

(売上高等に係る基準)

① 最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

※ 平成23年度上半期の売上高等に係る基準については、上記①の基準か、又は以下の②の基準のいずれかを満たすことが要件。

② 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。